

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	いちき串木野市 公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いちき串木野市長

公表日

令和6年5月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行なっている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃・敷金の決定及び徴収 ③収入申告の受理・審査 ④家賃等の減免申請の受理・審査 ⑤同居若しくは入居承継の承認申請の受理・審査 ⑥収入状況の報告の請求に関する事務 ⑦明け渡しの請求に関する事務 ⑧高額所得者に対する住宅明渡し期限の延長に関する事務 ⑨収入超過者に対する住宅のあっせんに関する事務 ⑩家賃等の徴収猶予申請の受理・審査又は応答に関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム(住まいる8)、ADⅡ住民情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二の31項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設課
②所属長の役職名	都市建設課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	いちき串木野市 都市建設課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いちき串木野市 都市建設課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[O] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発				
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-②		⑩家賃等の徴収猶予申請の受理・審査又は応答に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I-5-②	久徳 工	火野坂 斉	事後	
平成30年4月1日	II-1	H28.4.1	H30.4.1	事後	
平成30年4月1日	II-2	H28.4.1	H30.4.1	事後	
平成31年4月1日	I-5-②	都市計画課長 火野坂 斉	都市計画課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	II-1	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	II-2	H30.4.1	H31.4.1	事後	
平成31年4月1日	IV		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和2年4月1日	I-1-③	公営住宅管理システム(住まいる7)、AD II 住民情報システム	公営住宅管理システム(住まいる8)、AD II 住民情報システム	事後	
令和2年4月1日	II-1	H31.4.1	R2.4.1	事後	
令和2年4月1日	II-2	H31.4.1	R2.4.1	事後	
令和2年4月1日	IV-8	[○]外部監査	[○]内部監査	事後	
令和3年4月1日	I-5-①	都市計画課	都市建設課	事後	
令和3年4月1日	I-5-②	都市計画課長	都市建設課長	事後	
令和3年4月1日	I-7	都市計画課	都市建設課	事後	
令和3年4月1日	I-8	都市計画課	都市建設課	事後	
令和3年4月1日	II-1	R2.4.1	R3.4.1	事後	
令和3年4月1日	II-2	R2.4.1	R3.4.1	事後	
令和4年4月1日	II-1	R3.4.1	R4.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	II-2	R3.4.1	R4.4.1	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年4月1日	II-1	R4.4.1	R5.4.1	事後	
令和5年4月1日	II-2	R4.4.1	R5.4.1	事後	
令和6年4月1日	II-1	R5.4.1	R6.4.1	事後	
令和6年4月1日	II-2	R5.4.1	R6.4.1	事後	